

障害者と社会 なお「分断」

写真は朝日新聞 3 月 31 日朝刊「私の視点」。



NHK 元シニアアナウンサーで、現在は国立成育医療研究センターもみじの家ハウスマネージャーの内多勝康さんが、インクルーシブの現状について問題を投げかける。

インクルーシブとは「中に含む」という意味を持ち、障害福祉の分野では「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支えあう」という理念につながるキーワードである。3 月中旬、日本におけるインクルーシブの現状を象徴するような裁判の判決が相次いだ。

16 日は、相模原市の障害者施設で入所者ら 45 人を殺傷した罪に問われた被告に対し、死刑判決が言い渡された。生産性と生きる価値の有無を独善的に結びつける優生思想は全否定されてしかるべきだが、被告の考えに同調、共感する匿名の意見が様々なメディアを通して拡散された事実は、日本がインクルーシブな社会を獲得する道半ばにいる現実をあぶりだした。

2 日後の 18 日には、インクルーシブ教育とは何かを問う裁判の判決があった。人工呼吸器をつけた重度障害児の就学先が特別支援学校に指定されたのは差別にあたるとして、8 歳の男の子と両親が希望する地元小学校への入学を認めるよう求めた裁判で、横浜地裁の判決は「川崎市や神奈川県教育委員会の判断に不合理な点はない」として訴えを退けた。「障害の有無にかかわらず一緒に学ぶことが当たり前の世の中に」という母親の声は届かなかった。

日本が批准している障害者権利条約には「障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」が記されているが、この「一般的な教育制度」について日本政府は「特別支援学校等での教育も含まれるとの認識が条約の交渉過程において共有されている」との立場をとっている。今回の判決も、この見解と歩調をそろえた形となった。

条約には、障害者が「他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において（中略）教育を享受することができること」と「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」も明記されている。

しかし現実には、重度障害児が同じ地域に暮らす他の子どもたちと一緒に学びたいという希望に応えるための配慮や対応は、ほとんどされていない。障害児やその家族は地域社会から「分断」される不安を抱きながら暮らすことになる。

そうした現実から目を背けたままで、果たして「インクルーシブな社会」と言えるのか。人工呼吸器や胃ろうなどをつけ、医療的ケアが必要な子どもは全国に約 2 万人暮らし、これからも増加が予想される。日本社会はどうすればそうした子どもと家族の孤立や排除を克服していきけるのか。二つの判決をきっかけに、個々の現場で解決への議論を深めてほしい。

(2020 年 4 月 2 日)